

平成22年9月3日  
国立大学法人宮崎大学

## 宮崎大学農学部での研究活動における不正行為（ねつ造）に関する調査結果（概要）

宮崎大学及び共同研究機関が受託した経済産業省地域資源活用型研究開発事業「宮崎県産スイートピーの未利用部分を原料とした機能性製品の開発(平成19年度及び20年度)」の成果報告書(平成21年3月)において、本学農学部准教授足立勝(あだちまさる)担当に係る実験内容に不正行為(ねつ造)の疑いがある旨、平成21年9月7日に本学教員から申立がありました。

この申立について、本学においては、研究公正委員会(構成員は別紙1参照。)において調査を実施してきましたが、その結果について、下記の通りご報告いたします

### 1. 調査の内容・方法及び調査結果等について

- ①前記申立を受けて、宮崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程(以下「不正行為防止等規程」という。)に基づき、平成21年9月11日に研究公正委員会を開催し、本件申立について調査を行うこととした。
- ②研究公正委員会においては、被申立者足立勝准教授担当の前記事業における成果報告書第5章「スイートピーポリフェノールに関する安全性評価・機能性の動物実験」について適切に実験が行われているか調査することとした。具体的な調査については、研究公正委員会の下に研究公正委員会調査委員会(以下、「調査委員会」という。構成員は別紙2参照。)を設置し、本件に係る調査・検討を行った。
- ③調査委員会では、被申立者の担当部分である「スイートピーポリフェノールに関する安全性評価・機能性の動物実験」の13の実験項目について、被申立者に対してヒアリングを行うとともに、成果報告書における基礎となる実験結果を客観的に裏付けるデータ等の提出を求めたが、被申立者からは、実験結果を客観的に証明できるデータ等の提出はなかった。
- ④このため、調査委員会では、当該成果報告書について不正行為(ねつ造)に当たると判断した。研究公正委員会においても同様の判断をし、調査報告書を取りまとめた。
- ⑤研究公正委員会では、調査結果を申立者及び被申立者に開示し意見を求めた。被申立者から意見が提出されたが、研究公正委員会で審議した結果、実験内容に係る具体的なデータ等が示されているものではなかったため再調査や調査報告書の変更は必要ないと判断した。
- ⑥研究公正委員会では、本件申立に係る前記成果報告書における被申立者担当部分は不正行為(ねつ造)であると裁定し、平成22年7月15日付けで申立者及び被申立者並びに関係機関等に通知等の手続きを行った。
- ⑦本件裁定に対して、被申立者から不服申立が提出されたため、再度、平成22年8月26日に研究公正委員会を開催し審議したが、実験内容に係る具体的なデータ等が示されているものではなく、再調査の必要はないという審査結果となり、被申立者の当該実験内容は不正行為(ねつ造)に当たることが確定した。
- ⑧平成22年8月30日に最終的な審査結果について被申立者に伝達するとともに、9月2日開催の本学役員会に審査結果を報告し、本日(9月3日)公表の手続きを取った。

## 2. 被申立者が担当した実験内容及び検証状況

被申立者足立勝准教授担当の「スイートピーポリフェノールに関する安全性評価・機能性の動物実験」における13の実験項目は以下に示すとおりである。

- ①高純度スイートピーポリフェノールの精製方法
- ②スイートピーポリフェノールの純度検定
- ③高純度スイートピーポリフェノールとキャリア蛋白質と架橋方法（抗原作成）
- ④ポリクロナル抗体作成方法
- ⑤残留農薬の検査
- ⑥急性毒性試験（LD50）及び亜急性毒性試験
- ⑦変異原性試験（Ames試験）
- ⑧チロシナーゼ活性の測定
- ⑨メラニン生成抑制効果
- ⑩5 $\alpha$ -リダクターゼ阻害作用の測定
- ⑪アンジオテンシン変換酵素阻害活性（ACE活性阻害能）の評価
- ⑫マクロファージからのプロスタグランジン（PG）E2産生作用の測定（抗炎症）
- ⑬インスリン分泌促進作用の検討

上記13項目中⑥、⑦、⑩、⑫、及び⑬の5項目に関しては実験結果を証明するいかなる資料の提出もなかった。また、提出された資料においても、⑤の残留農薬に関するものは検査対象や検査日、検査場所等を特定するものでないことから、検査結果を証明する資料とは認定できなかった。

## 3. 不正行為を防止するための措置について

本学においては、従来から研究活動において不正行為等が行われないう、「研究活動の不正行為への基本的対応方針」を定め、その指針の下、「宮崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」及び「国立大学法人宮崎大学における公的研究費の適正管理に関する規程」等を定めるなど、不正行為防止対策に取り組んできた。

各教職員に対しては、毎年、研究費の適切な執行等に係る説明を行うとともに、研究資金等の適正な使用に係るパンフレットを配布している。また、他大学等で不正行為が起こった場合には、その事例を学内会議や全教職員に対してのメール等で周知し、本学において同様の研究活動に係る不正行為が行われないう周知徹底を図っている。

大学の教員は、高い研究者倫理に基づき自由な発想で研究活動を行っているが、本事案は、被申立者である教員のモラルの欠如と受託した研究の実施状況の把握が十分でなかったことに起因するものである。

今回、このような事案が生じたことは誠に遺憾であり、この度、本件調査が終了したことから、今後、研究活動における不正行為防止に係る全学的な対応を一層図っていくこととしており、現時点においては、以下に記す方策等を検討している。

- ①本学全教職員に対して、研究活動における不正行為及び研究費不正使用の防止に係る注意喚起通知を行う。
- ②研修会等により、研究者が遵守すべき基本的義務に関する研究倫理教育を徹底する。
- ③受託研究等の受入・予算執行・成果報告等の手続き事務の一元化を図り、受託研究等について、より一層の状況把握を図る。

### 調査経過等

○本件に係る申立から公表に至る経過は以下の通りである。

- 平成21年 9月 7日：本学教員から不正行為の疑いがある旨の申立書提出
- 平成21年 9月11日：平成21年度第1回研究公正委員会開催  
調査の開始を決定、研究公正委員会の下に調査委員会を設置
- 平成21年 9月30日：申立者、被申立者及び関係機関に調査の実施を通知
- 平成21年10月16日：平成21年度第1回調査委員会開催  
今後のスケジュール及び調査の方向性を確認
- 平成21年10月30日：調査委員会による被申立者に対するヒアリングを実施、根拠資料の提出を依頼
- 平成21年11月16日：被申立者から資料を受領
- 平成21年11月20日：提出資料の確認作業開始
- 平成21年11月26日：被申立者に追加資料の提出を依頼
- 平成21年12月 9日：被申立者から追加資料を受領
- 平成21年12月14日：平成21年度第2回調査委員会開催  
提出された資料を確認し、不正行為に当たると判断
- 平成21年12月28日：平成21年度第3回調査委員会開催  
調査報告書の取りまとめ
- 平成22年 1月以降：調査報告書の文言等の確認・確定
- 平成22年 5月27日：平成22年度第1回研究公正委員会開催  
調査報告書の確定、調査報告書を申立者及び被申立者に開示することを決定
- 平成22年 6月11日：申立者及び被申立者に対し調査報告書を開示（意見の提出期限：6月21日）、同日、申立者から意見が無い旨回答
- 平成22年 6月21日：被申立者からの意見の提出
- 平成22年 7月 7日：平成22年度第2回研究公正委員会開催  
被申立者から提出された意見を検討の上、本件は不正行為（ねつ造）に当たると判断し、裁定を行うことを確認
- 平成22年 7月14日：研究公正委員会委員に裁定文について確認し確定
- 平成22年 7月15日：裁定に係る学内手続き実施、申立者及び被申立者並びに関係機関等に裁定結果を通知（不服申立期限：8月13日）
- 平成22年 8月13日：被申立者から不服申立の提出（大学一斉休業により8月17日受理）
- 平成22年 8月19日：学長が研究公正委員会に審査を命じる、関係機関に不服申立てがあった旨を通知
- 平成22年 8月26日：平成22年度第3回研究公正委員会を開催  
再調査の必要はないと判断し裁定が確定  
審査結果を学長に報告、関係機関に審査結果を通知
- 平成22年 8月30日：被申立者に審査結果を伝達
- 平成22年 9月 2日：役員会に審査結果を報告
- 平成22年 9月 3日：公表（記者発表）